

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成23年度 第6回 武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成23年12月15日（木） 午後6時 ～ 午後8時10分
開 催 場 所	市民総合センター3階 中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐野英司会長、石橋洋子副会長、山口久美子委員、藤田仁委員、清水光子委員、笹本悦弘委員、柳川研一委員、加園富男委員、石川清委員、崎田圭伊子委員、山部利正委員 （事務局）荻野高齢・障害担当部長、島田高齢福祉課長、住谷高齢福祉グループ主査、柏崎相談・支援グループ主査、清野介護認定・給付グループ主査、佐藤管理グループ主査、池谷管理グループ主事 欠席者：なし
議 題	1 開会 2 報告事項 （1）第5回運営協議会の議事録について （2）パブリックコメントの実施について （3）武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会の審議経過について 3 協議事項 （1）第5期計画書（案）の承認について （2）その他 3 閉会
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	○会長 それでは、第6回介護保険運営協議会を始めたいと思います。報告事項の3点についてお願いします。 ○事務局 （1）第5回運営協議会の議事録について （2）パブリックコメントの実施について （3）武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会の審議経過について 資料を元に説明。 ○会長 ご質問等ありますか。（なし） では、パブリックコメントの意見を今後の市政に反映できるようお願いします。 それでは、協議事項（1）について、事務局よりお願いします。 ○事務局 （1）第5期計画書（案）の承認について 計画書を元に説明。 ○会長 確認ですが、取崩金については前回の会議で1億2千万円で議決しています。今回、ABCDと4つの案がありますが、どれを採用しても大丈夫だということです。前回の議決はおいといて、もう一度検討してほしいということですか。 ○事務局 はい。低所得者対策として段階を10段階にして、基準額の1.8倍以上はしな

いということになりましたので、準備基金の取崩額のさらなる上乘せについて議論いただきたいと思います。3億円を取り崩しても試算上では大丈夫だろうという試算結果になっています。

○会長

審議の前に質問等ありますか。

○委員

16 ページの「生きがい対応型デイサービス」とはどんなものですか。

○事務局

シルバー人材センターの方でデイサービスをやっているので、そこに通うサービスです。

○委員

16 ページの3、ホームヘルパー2級とありますが、級がなくなるという話があります。来年度なくなってしまった場合はどうするのですか。

○事務局

現状では、ということです。

○委員

34 ページの下の表で、世帯数に人口を加える必要はないですか。

北部エリアの地域包括支援センターの事業所が、コンペの内容とは違う所にできるとか、人員についても変更があると聞いたのですが、どうなのですか。

41 ページに、緑が丘エリアの東京都への要望はどのくらい可能性がありますか。

○会長

41 ページの介護療養型医療施設は、市としては24年度に廃止をする方針ですが、78 ページには26年度に120 という数字が入っています。これは、市としての介護療養型医療施設はゼロにするけど、市外の利用者の数字が入っているということですか。

○事務局

はい。

○会長

40 ページと11 ページの平成22年度の高齢者数が違っています。こういうのは微調整で後ほど修正して、整合性をとっていくということですか。

○事務局

会長から事前にいただいた質問については、順次修正をさせていただきます。

また、34 ページの高齢者世帯の状況ですが、高齢者の一人暮らしを際立たせるために載せています。

東京都への要望については、都が住宅を整備するにあたり、自治体の要望を聞いていただけることになってはいますが、実現性は何とも言えません。必要性については要望していきます。

北部の地域包括支援センターですが、最初の建設予定地で進めていましたが、その予定地のとなりの家が建築をしているため駐車場がなくなってしまうことが1点と、北部といつつもほぼ西部に近い場所ということの2点があって、建設場所が変更になったのは事実です。人員は3職種揃うようにしていただけのことです。

○会長

細かい質問については今お答えいただかなくても、「整合性をもって修正する」でいいのではないのでしょうか。

○事務局

現在の計画書が最終ではないので、今後も修正を行っていきます。

○委員

3 ページで、17 年度に3 計画を地域福祉計画で1 つにまとめたという記載がありますが、5 ページの図ではそのように表されていません。その辺がよくわかりません。

○事務局

計画を一緒にしたり分けたりした経緯があるので、文言の方を訂正したいと思います。

また、会長から事前にいただいていた質問への回答ですが、10 ページの人口構造のピラミット図の区切りの位置を修正します。11 ページと 40 ページの数値の違いについては出典の違いを表記します。15 ページの高齢者関連施設の名称については、介護保険法上の名称にして、カッコで老人福祉法上の名前を入れます。

また、99 ページの(7)の孤立・孤独死を防ぐための取り組みは、28 ページの基本施策4に文言を加えてもいいのではということでしたので、そのようにしたいと思います。

41 ページと 42 ページの人数の違いは、定員数と本市の入所者の見込数となっています。これについてわかるような文言を加えたいと思います。

77 ページの数値は年間の延べ人数になっています。

○会長

文言や表記等、わかりやすくなるようによろしくお願いします。

○事務局

修正点やご指摘いただいた点は多々ありますが、細かい文面の書き方とかは事務局の方で責任をもって修正させていただくので、ご一任をいただければと思います。

○会長

根本的な誤りとかは論議しないといけませんが、表現上の問題等は事務局にお任せしていいと思います。

○委員

99 の(7)は、市の特色として掲げられたという認識でいいのでしょうか。

○事務局

今後、特に必要になってくる施策と考えてください。

では、準備基金の取崩についてですが、どの案でも3年間の運営ができると試算されています。準備基金3億3千万の内、取崩額は最大で3億円で、最低でも3千万円残すのは、万が一の給付費の増加に備えたものです。

○会長

前回の決議では今回の案のA案となっています。私の中で迷っているのは、今回取崩額を増やすと、次回の時に保険料が大幅なアップとなる可能性も考えられます。その辺り、どのように考えたらいいいのか迷っています。

○委員

3億3千万円ができた根拠となるデータはどこに記載されているのですか。何がどう積立上げられて、将来どうなるのかがわからないと、結論は出せないと思います。

○事務局

介護保険給付費準備基金というのは、3年間の計画期間で見込んだ給付費が、実績よりも低くなった場合に積み立てています。その総額が来年度末で3億3千万円となる見込みです。基本的な考え方として、その3年間で全部なくなるようにしなければいけないことになっています。しかし現状として、給付費が伸びなかったということで、給付費が余ってしまい、その積立が3億3千万円となっています。

○会長

つまり、第4期の3年間で3億3千万円が残ったというわけではなく、これまでの積立ですよ。

○事務局

はい。

○委員

介護保険導入時と第2期の月額と、その時に準備基金がどのくらいあったのか、準備基金の増減が知りたいです。3億円使っても3年間は介護保険制度は大丈夫ではないかというのは、非常に疑問に思います。3億3千万円残っているのは、前回の改正時に要支援2ができて、マルメができて、支出がすごく減ったのでお金が残りました。ということであれば、市の考えが3千万円でも大丈夫だとしたら、「給付の内容がもっと下がると予想し3千万円でも平気だ」という考え方と、「1割負担が3割負担になると思われるから大丈夫だ」というふうに考えているのではないかと疑ってしまいます。もし赤字になってしまったら、第6期でもものすごく保険料が上がってしまいます。それで市民が納得するかどうかです。

○委員

4期より前に貯めた金額は使わない方がいいと思います。

○事務局

介護給付費準備基金の状況（追加資料）の説明。

○会長

4期は2億4千万円の剰余金となるわけですね。

○委員

第4期の月額は3,992円ですよ。第1期はいくらでしたか。確か3期よりも4期の方が安かったですよね。

○委員

資料を見ると、1期と2期は基金を取り崩していますが、3期は取り崩していませんよね。これは取り崩す必要がなかったということですか。

○事務局

結果としてそうです。足りなければ取り崩すことにはなりますが、3期はそうはならなかったということです。

○委員

確か、第1期が始まる時に、保険料は4千円は超えられないという話が全国的にありました。しかし、実際に始めてみるとサービス量がどんどん増えてしまって、2期になるときに大幅に料金を上げたかったが上げられなかったため取り崩しが多くなりました。それで3期の時に大幅に上げたらお金が余ってしまった。それで4期の時に料金を下げたはずですが。

○会長

国の方では、その期内に全部使えと言っていますが、自治体の方では怖くてそうはできなかったのが実状ですよ。資料を見ると、その期毎にずいぶん方針が違っているように感じます。

○委員

資金が赤字になって借入したことはありますか。

○事務局

一度あります。17年度か18年度に借入しています。国の考え方としては、赤字になったのであれば財政安定化基金から借り入れる制度になっているのだからそうしなさい、という考え方です。でもそのツケは次の期にきます。

○会長

そう考えると、D案は危険かと思われそうです。每期7千万円から1億数千万円の剰余金をつくりだしています。C案だと約9千万円残ります。みなさんどうでしょうか。

○事務局

参考までですが、東大和市と東村山市は全額を取り崩します。立川市は第4期で全額取り崩したため、今回は基金を投入することはできないそうです。

○会長

前期まで小平市の委員会に出席していましたが、基金を半分だけ使って半分残していました。国の指示に素直に従っていると危ないという考え方でした。

○委員

高齢者が年々増えれば、利用量が増えてしまいます。そう考えると、今のうちに基金を使っているとアップアップしてしまうのではないのでしょうか。

○会長

前回の委員会ではA案でしたが、その時と変わったのですか。

○事務局

前回ご承認いただいたのは、試算が出来上がっていない現状の中でご承認いただいていたいました。しかしそれで決定とは申し上げていませんし、今回試算がまとまりましたので、改めて案をお示ししたということになります。

○委員

ちなみに3期の保険料はいくらでしたか。

○事務局

3期は4,325円、4期は3,992円、2期は3,633円、1期は3,016円でした。第4期では2億3400万円を取り崩して、月額を下げました。また、もう一口基金があって、合計で2億7300万円を使って下げました。

○会長

これまでの経緯を踏まえると、C案かD案が妥当かと思われませんが。

○委員

決算年度末現在高を見ると、3億円を使っても大丈夫な感じがします。それで一度やってみてもいいのではないのでしょうか。

○委員

3期は4,325円で剰余金が出ました。ただし、平成18年よりも現在の方がサービス量が相当に拡大しています。認定者数がこれから3年間で200人くらい増える推計が出ています。厚労省はサービス量を減らしたい意向があると思います。ただし、消費税が導入されるとグッと増やすと思います。そうするとサービス量がすごく増え、3千万円では全然足りなくなるでしょう。消費税がいつ導入されるかでだいぶ変わってしまうので、それも考えなくてはいけないと思われま。

全額取り崩してもいいですが、次の期で千円や2千円上がるといったときに、市民が納得できるかどうかです。トータル的には払う金額は同じなので、それをいつ払うかです。今度の3年で払うのか、今度の3年は安くして次の3年で千円や2千円上げるのか、ということです。トータル的には払うお金は同じです。

○委員

保険料を払う人が増えることも試算に入れているのでしょうか。サービスを使う割合が減って、保険料を払う人が増えてくるとという、そのバランスで大丈夫と言っているのでしょうか。

○委員

ただし、ベースとなる金額を下げると増える金額も減ります。

○委員

ABCD案の金額に根拠はあるのですか。

○事務局

キリのいい数字を並べています。現在A案の1億2千万円なので、それを2倍にするとC案の2億4千万円となります。また、上限の3億円のD案に対し

てキリのいい数字で2億円としているのがB案となります。

○委員

今の500円の価値と3年後の500円の価値は違ってくると思います。3年後は価値が低くなると思います。なぜかという、介護保険の予算は年間1兆円ずつ増えているからです。そう考えると、今の500円の方が価値があると思います。

○会長

これまで通りにいくかどうかの問題もあるし、介護保険そのものが崩壊の危機にきています。しかし今までの流れをみると、3億円使っても1億円くらい残せばやれないことはないと言えます。

○委員

23年度の取崩額が1千8百万円で、22年度は4百万円取り崩しています。ということは、22～23年度にかけて1千4百万円支出が増えていることとなります。3千万円で3年間保てるのかどうか。仮に、3,992円が4,500円になったとして、差額を500円としたら支出できる金額はどのくらいになりますか。

○事務局

年間で9千万円になります。

○委員

9千万円だと足りるかもしれませんね。

○会長

そろそろ結論を出しましょう。

○委員

デイサービスは単価がとも下げられるので、案外お金は残るかもしれません。

○会長

正直なところ資料が乏しくて、将来展望が読めません。感覚で議論している感じです。

○事務局

今回決めていただくのは、あくまでも運営協議会の考え方となります。それを市長の方に答申して、その後市の方で検討します。協議会の方針をそのまま採用するわけではありませんので、後々の責任とかにはなりません。

○委員

採決をとって、それぞれの案に何人賛同するかを示せばいいのではないのでしょうか。

○事務局

ちなみに、年明けに介護報酬の改定も出るので、今回の4案ではない金額になる可能性もあります。

○会長

では、採決をとります。

A案0人、B案1人、C案7人、D案3人 となりました。1つの意思表示なので、多数決ではないと受け取っていただければと思います。

それでは、(2)その他についてお願いします。

○事務局

みなさまありがとうございました。答申にはみなさまの考え方を示した内容で作らせていただきます。

(2)その他について説明。

答申を市長に渡す際には会長と副会長でさせていただきます。そしてその内容につきましては、委員のみなさまにご案内を差し上げるということで一任していただければと思います。

また、来年度の介護報酬の金額が確定した後に、市の方で試算して最終的な

	<p>取崩額についても会長と副会長にお諮りをしますので、それで決定させていただければと思います。</p> <p>○会長 市長への答申と取崩額について、私と副会長ということでご一任いただけますでしょうか。(承認)</p> <p>○事務局 会議は本日で終了となります。委員の改選時期についてはまたご案内を差し上げる予定です。介護保険事業計画の策定については、答申を出していただいて終了となります。</p> <p>○会長 それでは3年間お疲れ様でした。今期の会議は全て終了となります。ありがとうございました。</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u> 2 </u> 人 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由
	()

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	健康福祉部	高齢福祉課 (内線：632)
-------	-------	----------------

(日本工業規格A列4番)